

税の申告は3月15日(木)までです!

現在朝日町役場では、住民税の申告並びに所得税の確定申告の相談を行っております。申告は3月15日までとなっております。まだ申告をお済みでない方は、お早めに申告をしてください。

申告期間：3月15日(木)まで(土・日を除く)

申告会場：朝日町役場 2階会議室

受付時間：9時～11時／13時～16時

【申告に関するお願い】

- 土・日及び時間外は受け付けをしております。
- 申告会場では番号順にてご案内しています。順番によっては、お待ちいただくことがあります。
- 譲渡・相続に関する申告、あるいは青色申告など専門的な知識を必要とする申告はできかねますので、四日市税務署が用意する申告会場等をご利用ください。
- ご自身で申告書が作成できている方は、直接税務署へ郵送していただくか、1階税務課窓口まで提出してください。
- 申告に関する資料が整っていない場合は、整い次第あらためてお越しいただいております。

～年金を受給されている方へのお知らせです～

今年から年金を受給されている方の中で、公的年金等の収入金額が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をする必要がなくなりました。しかし、例年どおり生命保険料や医療費などの申告をしていただくことにより、所得税の還付が発生する場合があります。還付金が発生しない場合にも住民税申告をしてください。申告をされないと、控除の内容が反映されないままになり、平成24年度の住民税の負担額が重くなってしまう場合があります。なお、公的年金等の所得以外の所得が20万円以上ある方については、例年どおり確定申告をしてください。ご不明な場合には税務課までお問い合わせください。

■申告会場に行かなくても確定申告を提出することができます

国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で作成したデータは、e-Taxを利用して申告書を提出することができます。是非ご利用ください。

国税庁ホームページ：<http://www.e-tax.nta.go.jp> (e-Taxの利用に際しては、事前準備が必要です。)

問い合わせ先：税務課 TEL 377-5655

四日市広域緑の基本計画改定案へのご意見を募集します。

四日市広域緑の基本計画は、広域四日市圏(四日市市、菰野町、朝日町、川越町)の具体的な緑の将来像と目標を設定し、その実現に向けた施策を示すものです。平成15年2月の策定から9年余りが経過し、この間、都市の緑を取り巻く社会情勢の変化や、上位計画である総合計画や都市計画マスタープラン等の改定が行われたため、これに合わせて、必要となる見直しを行います。

この改定案に対する住民のみなさまからのご意見を募集します。

- 募集期間** 3月8日(木)～3月22日(木)
- 対象者** 町内に在住、在勤、在学の方、その他(町外に在住で町内に土地を所有する方など)
- 閲覧場所** 朝日町役場企画情報課
- ご意見の提出方法及び問い合わせ先**

郵送、FAX、電子メール、ご持参のいずれかでご提出ください。

朝日町企画情報課

510-8522三重県三重郡朝日町小向893

電話番号 059-377-5663、FAX番号 059-377-4543

Eメールアドレス kikaku@town.asahi.mie.jp

